

元 建 築 第 7 1 3 号
令 和 元 年 9 月 10 日

一般社団法人 京都府建設業協会会長 様

京都府建設交通部長



都市計画区域のうち用途地域の指定のない区域における
建築物の容積率等の制限の変更について（通知）

建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 52 条第 1 項第 7 号、第 53 条第 1 項第 6 号、第 56 条第 1 項第 2 号ニ及び別表第 3 の 5 の項の(に)欄の規定により、別紙のとおり指定されたので通知します。

つきましては、当該区域における建築計画等に当たって、遺漏のないようお願いいたします。

担当：建築指導課建築基準担当
連絡先：075-414-5348

京都府告示第 200 号

建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号。以下「法」という。）第 52 条第 1 項第 7 号、第 53 条第 1 項第 6 号、第 56 条第 1 項第 2 号ニ及び別表第 3 の 5 の項の（に）欄の規定により、都市計画区域のうち用途地域のない区域内の建築物において、容積率、建蔽率及び建築物の各部分の高さの限度を次のように定める。

なお、その関係図書は、京都府建設交通部建築指導課、京都府乙訓土木事務所、京都府南丹土木事務所及び京都府丹後土木事務所に備え置いて縦覧に供する。

また、向日市役所、宮津市役所及び亀岡市役所においても当該関係図書を閲覧することができる。

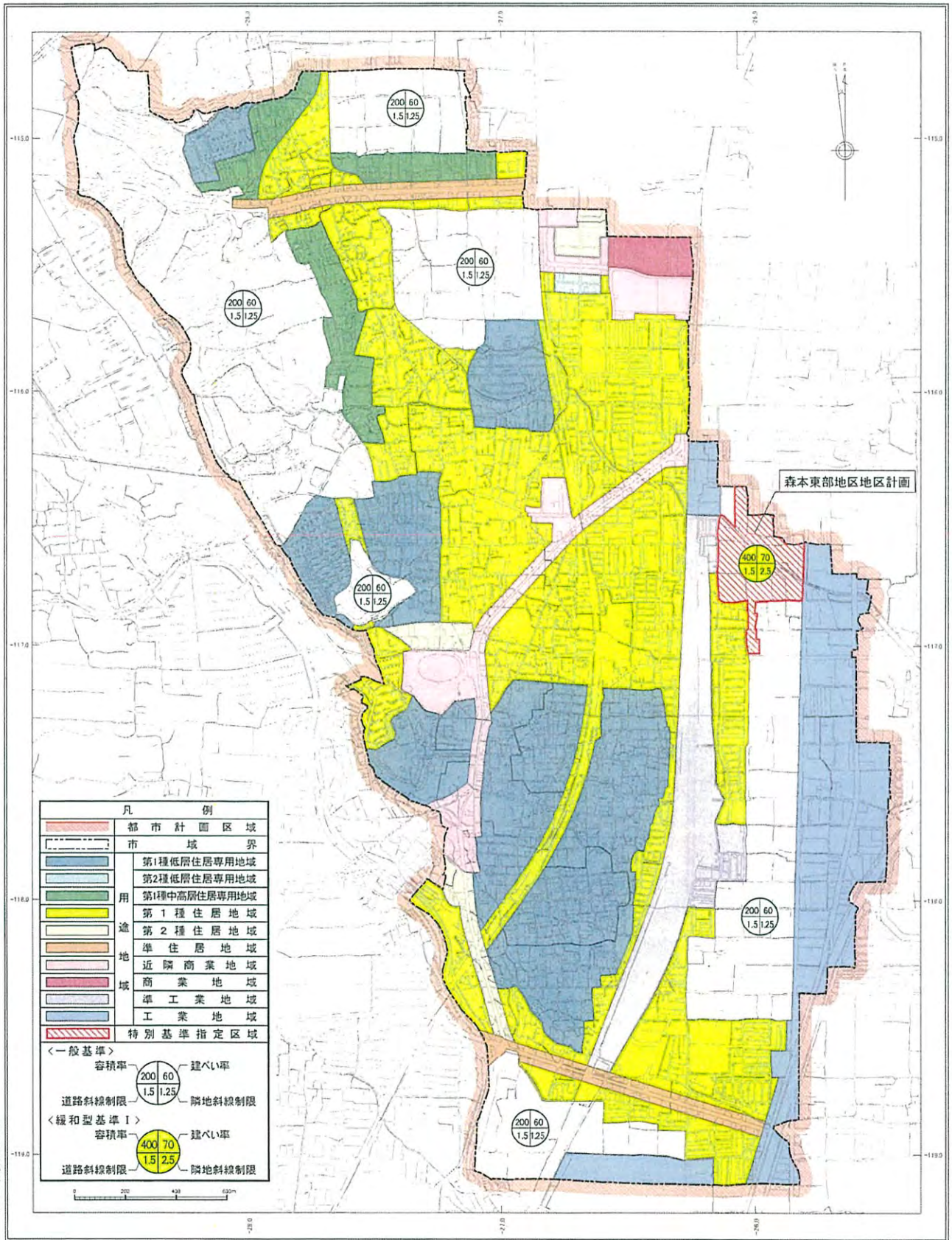
おって、都市計画区域のうち用途地域の指定のない区域における容積率等を指定した告示（平成 28 年京都府告示第 280 号）は、廃止する。

令和元年 9 月 10 日

京都府知事 西 脇 隆 俊

	区 域	法第 52 条 第 1 項第 7 号の規定に より定める 数値	法第 53 条 第 1 項第 6 号の規定に より定める 数値	法第 56 条 第 1 項第 2 号ニの規定 により定め る数値	法別表第 3 の 5 の項の （に）欄の 規定により 定める数値
1	京都都市計画区域、宇治都市計画区域、綴喜都市計画区域、相楽都市計画区域、南丹都市計画区域、福知山都市計画区域、綾部都市計画区域、舞鶴都市計画区域、宇治田原都市計画区域、宮津都市計画区域、丹波都市計画区域、大江都市計画区域及び京丹後都市計画区域のうち、用途地域の指定のない区域（京都市及び宇治市並びに 2 の項及び 3 の項の区域を除く。）	10 分の 20	10 分の 6	1.25	1.5
2	京都都市計画区域のうち、向日市森本東部地区地区計画の区域、南丹都市計画区域のうち、亀岡市の湯ノ花温泉地区（亀岡市樟田野町の一部で都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 34 条第 2 号の指定区域）	10 分の 40	10 分の 7	2.5	1.5
3	宮津都市計画区域のうち、宮津市宇田原、宇大島、宇岩ヶ鼻、宇長江、宇里波見、宇杉末、宇須津、宇田井、宇矢原、宇獅子、宇島陰、宇銀丘、宇小田宿野、宇中津、宇上司、宇小寺、宇中村、宇脇、宇由良及び宇石浦並びに与謝郡与謝野町宇男山、宇岩滝及び宇弓木の各地内	10 分の 20	10 分の 7	1.25	1.5

向日市都市計画図



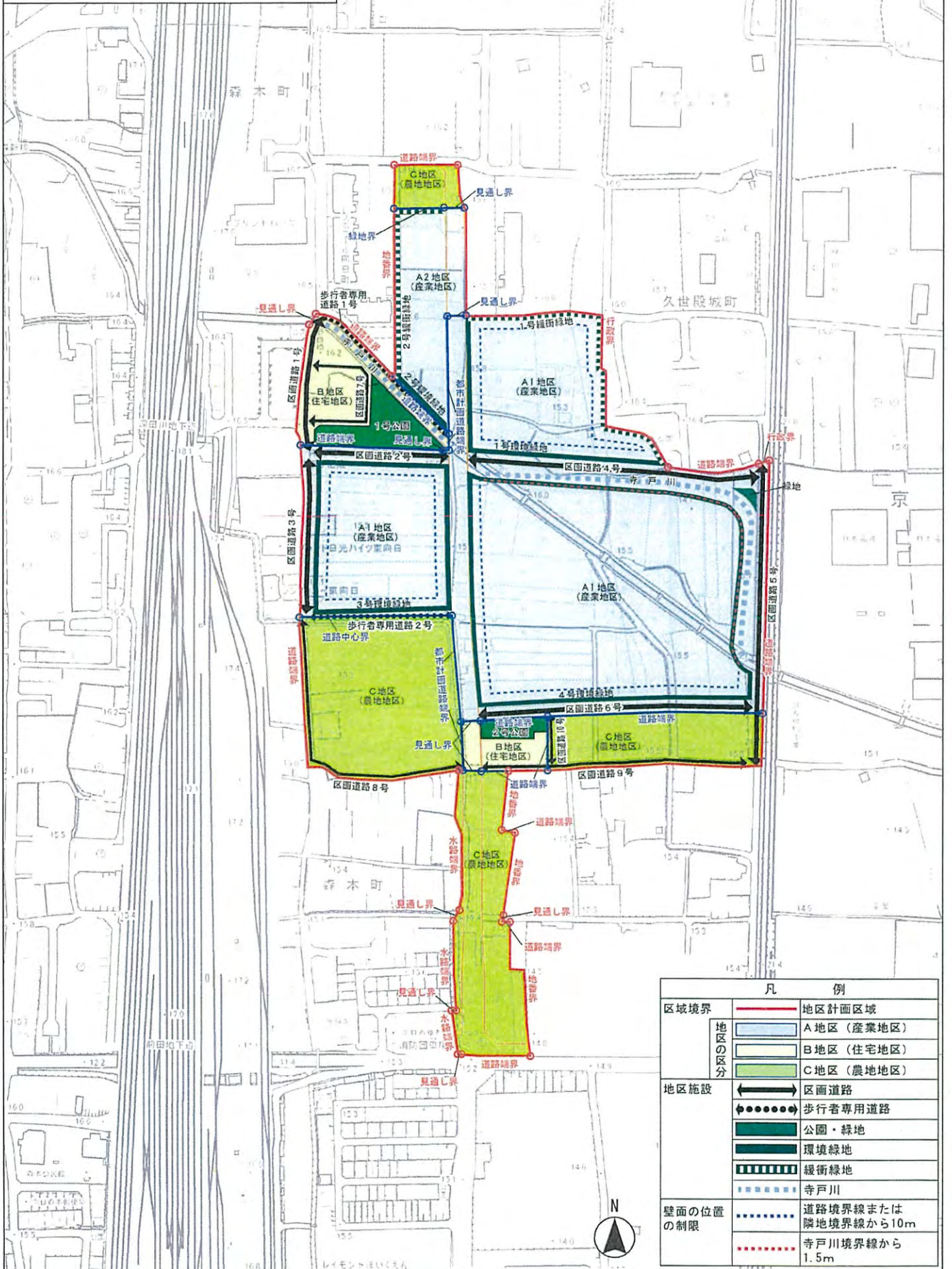
凡 例	
	都市計画区域
	市 域 界
	第1種低層住居専用地域
	第2種低層住居専用地域
	第1種中高層住居専用地域
	第1種住居地域
	第2種住居地域
	準住居地域
	近隣商業地域
	商業地域
	準工業地域
	工業地域
	特別基準指定区域
<一般基準> 容積率 $\frac{200}{1.5} \frac{60}{1.25}$ 建ぺい率 道路斜線制限 隣地斜線制限	
<緩和型基準I> 容積率 $\frac{400}{1.5} \frac{70}{2.5}$ 建ぺい率 道路斜線制限 隣地斜線制限	

この図は、向日市都市計画部 2025年 編成作業によるものである。

株式会社ハスコ調製

向日市

京都市計画
 森本東部地区地区計画の決定 計画図
 S=1/2,500



凡 例	
区域境界	— 地区計画区域
地区の区分	■ A地区(産業地区)
	■ B地区(住宅地区)
	■ C地区(農地地区)
地区施設	⇔ 区画道路
	●●●●● 歩行者専用道路
	■ 公園・緑地
	■ 環境緑地
	■ 緩衝緑地
	■ 寺戸川
壁面の位置の制限 道路境界線または隣地境界線から10m
 寺戸川境界線から1.5m